

医療的ケア児の入所申込について

保育施設における医療的ケアの種類

- ① 喀痰吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引） ② 経管栄養（経鼻、胃ろう・腸ろう）
- ③ 酸素療法（酸素カヌー、酸素マスク） ④ 導尿 ⑤ 人工肛門（ストーマ）の管理
- ⑥ 浣腸 ⑦ 血糖測定 ⑧ インスリン投与（注射・ポンプ） ⑨ コンタクトレンズ装着
- ⑩ その他（保育施設、主治医、看護師等と相談の上決定する）

※ただし、お子様の状況や施設の状況によって対応できない場合があります。
病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

受け入れの要件

- ・保護者及び対象児童が東大阪市民であること。
 - ・保育の必要性があり、集団保育が可能であること。
 - ・病状や健康状態が安定していること。
 - ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
 - ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と市、保育施設、派遣事業者で十分に共有できること。
 - ・主治医面談で、医療的ケアの手技等の指導を受けられること。
 - ・必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること。
 - ・保育施設での受け入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること。
- ※上記①～⑩の内容以外の医療的ケアが必要になる場合や、受け入れの要件に該当しなくなった場合は、原則として退園となります。

対象児童

3歳児以上を基本とします。ただし主治医より集団保育が可能と判断を受けており、保育施設の受け入れ体制の状況により、3歳児未満での受け入れも可能とします。

受け入れ時期

受け入れ時期は、4月1日入所（園）を基本とします。

医療的ケアが可能な日時

週5日（月～金） ※土日祝日・年末年始および早朝保育、延長保育は対応不可となります。
9:00～17:00の範囲内で保育必要時間や保育施設での受け入れ体制等を考慮して、個別に決定します。
なお、受け入れ体制が確保できない日時は、保護者同伴又は家庭保育になります。

提出書類 ※通常の申込書類に加えて下記の書類の提出が必要です

- ・医療的ケア児の申込に関わる主治医意見書
※主治医による文書作成にかかわる経費については、保護者負担となります。
- ・医療的ケアを受ける児童の調査票
- ・医療的ケア実施申込書
- ・医療的ケアを必要とする児童の保育に関する確認書兼同意書

申込時の注意事項

- ・別紙「入所申込時のフロー【医療的ケア児】」を必ず確認してください。
- ・申込後、お子様の健康状況等に関して保育利用相談課（06-4309-3202）よりご連絡させていただきますので、必ず応答いただくようお願いいたします。
- ・希望される保育施設へは、各自で見学に行っておいただくようお願いいたします。
- ・入所選考は「保育施設入所選考基準」に基づいて行いますが、お子様の健康状況や施設の受け入れ体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、保育施設への入所ができないこともあります。

入所申込時のフロー【医療的ケア児】

入所前の保育施設見学等

- 保護者の方は、希望する保育施設へ直接見学の申し込みをして、児童と一緒にいきます。（保育内容や施設の環境を確認するため、施設見学に行くようにしてください。）

申込書類の提出

- 申し込みを行います。通常の申込書類に加えて、下記記載の書類をすべて提出してください。

「医療的ケア児の申込に関わる主治医意見書」

「医療的ケアを受ける児童の調査票」

「医療的ケア実施申込書」

「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する
確認書兼同意書」

医療的ケアに関する書類

対象児童に関する聞き取り

- 市職員が医療的ケアに関する書類を用いて、電話・面談等で聞き取りをします。

利用調整

- 医療的ケア検討会議で保育施設への受け入れ、集団保育の可否等について検討します。
- 保育施設入所選考基準に基づき、選考します。

利用調整【結果通知の発送】

- 申し込みされた方全員に利用調整の結果通知を発送します。

利用調整【利用可（内定）】の場合

- 安心、安全に保育が実施されるように、「主治医とのカンファレンス」、「主治医指示書の提出」、「入所に向けた保育施設との面談」等を行い、利用時間、保育内容、施設の環境、看護師の配置等の調整を実施します。

利用調整【利用不可（待機）】の場合

- 待機となった場合は、申込有効期間は利用調整の対象となりますので、再度申込の必要はありません。